

## 平成 26 年度に特許庁が達成すべき目標について（案）

産業の競争力の源泉となる、優れた技術や商品を生み出すためのイノベーションの促進には、「世界に勝てる」研究開発の加速化や国際標準戦略の推進、特許・意匠・商標分野での新たな知財戦略の推進が不可欠。

昨年 6 月に閣議決定された「知的財産政策に関する基本方針」「日本再興戦略」においては、それぞれ「今後 10 年で知的財産における世界最先端の国となる」「世界最高の「知的財産立国」を目指す」と規定されたことを踏まえ、中央省庁等改革基本法第 16 条の規定に基づく特許庁の実施目標の策定にあたっては、今後 10 年の集中的な取り組みによる「世界最速かつ最高品質の知財システム」の実現に資するものである必要がある。

このため、従来の特許審査に関する中長期目標（平成 25 年度(2013 年度)末までに「一次審査通知までの期間」（FA:First Action）を 11 か月以内とする）を平成 25 年度末に達成できることとなったことも踏まえ、特許、意匠、商標のそれぞれの審査迅速化の目標について、「一次審査通知までの期間」に加えて、その後の権利化までの期間についても対象とし、知財システム全体における迅速化・効率化を図るものとする。また、従来は、目標とされていなかった審査の質についても、その更なる向上のため、達成すべき目標を外部委員会で定める。

審判についても、各当事者が主張を尽くすことができる公平な機会を確保しつつ、紛争解決による早期の権利の安定化等に資するため、可能な範囲で同様の目標設定を行う。

その際、具体の目標設定に当たっては、出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合など、当事者の事情により追加的に必要となる期間は、目標設定の対象から除外することとし、出願人の立場にも配慮した目標設定とする。

なお、審査の迅速化・効率化を優先するあまり、出願人の要望に基づく面接審査の機会等が縮減されないよう適切に対応する。

## 1. 特許・実用新案

### ① 審査期間

平成 26 年度に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について 11 か月を切る。

平成 26 年度に審査終了する案件の権利化までの平均期間について 20 か月台前半とする。（出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。）

### ② 審査の質

特許審査の品質管理の実施状況、実施体制等の客観的な評価を通じて質の向上を図るため、平成 26 年度の早期に、実務経験者や学識経験者など外部有識者で構成する委員会を新たに設置し、達成すべき目標を委員会で定める。

## 2. 意匠

### ① 審査期間

平成 26 年度に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について 6.3 か月を切る。

平成 26 年度に審査終了する案件の権利化までの平均期間について 7.5 か月を切る。（出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。）

### ② 審査の質

意匠審査の品質管理の実施状況、実施体制等の客観的な評価を通じて質の向上を図るため、平成 26 年度の早期に、実務経験者や学識経験者など外部有識者で構成する委員会を新たに設置し、達成すべき目標を委員会で定める。

## 3. 商標

### ① 審査期間

平成 26 年度に一次審査が行われる案件の一次審査通知までの平均期間について 4.2 か月を切る。

平成 26 年度に審査終了する案件の権利化までの平均期間について 6.2 か月を切る。（出願人が制度上認められている期間を使って補正等を行うことによって特許庁から再度の応答等を出願人に求めるような場合等を除く。）

### ② 審査の質

商標審査の品質管理の実施状況、実施体制等の客観的な評価を通じて質の向上を図

るため、平成26年度の早期に、実務経験者や学識経験者など外部有識者で構成する委員会を新たに設置し、達成すべき目標を委員会で定める。

#### 4. 審判

##### ① 審理期間

特許拒絶査定不服審判の平均審理期間（前置審査に係る事件は、審理可能となつてからの期間）について、平成26年度末に12.6か月を切る。

意匠拒絶査定不服審判の平均審理期間について、平成26年度末に6.0か月を切る。

商標拒絶査定不服審判の平均審理期間について、平成26年度末に6.5か月を切る。

##### ② 審判事例の分析・公表

審判の機能強化を図る観点から、ユーザーや法曹を交え、重要な審決について分析を行い、その結果を20以上公表し、審判実務に活かす。

#### 5. 方式・システム・公報

##### ① 出願書類の方式審査

オンライン出願書類の方式審査のうち、意匠・商標は受付から即日、特許は受付から4日で処理を行うとする。（不備のある場合で出願人に補正を求める場合等除く。）  
※なお、特許については平成29年度に、情報システムの完成をもって受付から即日の処理となる見込み。

##### ② 特許権等の移転登録

法令を遵守しつつ迅速な移転登録を実現するため、受付から登録原簿への登録までの期間を、全件10日以内とする。

##### ③ 電子出願システムの安定稼働

電子出願を24時間365日安定的に受け付ける。（システムのメンテナンス時間を除く。）

##### ④ 特許公報の発行

産業財産権の権利内容（技術範囲）を速やかに公示することを通じ、特許権の早期安定化等に資するため、特許公報を登録日から原則として8週間で発行する。